

第4編

手術料

公益財団法人 労災保険情報センター

◆ 四肢の傷病に対する手術の特例

- ・四肢加算(四肢の傷病に係る加算)
- ・手の指に係る手術の特例
 - 創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの)
 - 骨折非観血的整復術
 - 同一手術野の取扱い
- ・手指の機能回復指導加算
- ・術中透視装置使用加算

四肢加算 1.5倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む

2.0倍

手及び手の指
(手関節含む)

創傷処理
皮膚切開術
デブリードマン
筋骨格系・四肢・体幹の手術
神経の手術
血管の手術

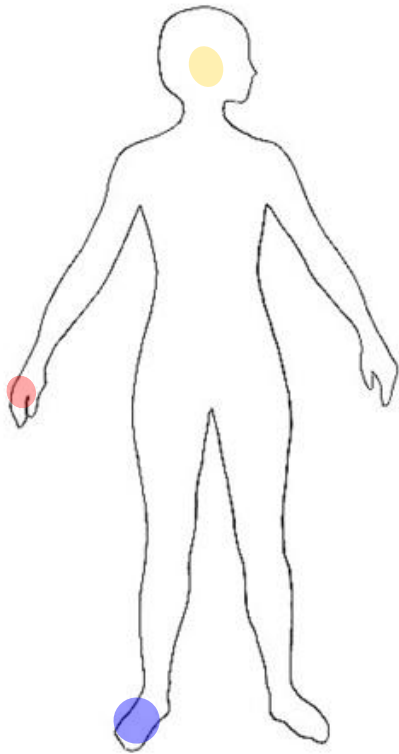
ポイント①
**形成の手術
は対象外！**

● ● ●
手の指に係る ● ● ● ● ● ●
〔創傷処理(達しないもの)
骨折非観血的整復術
**労災独自の点数で算定のため
対象外！**

例題

K000 創傷処理(達しないもの)4cm
を行った場合

- ①右足背 ②右手背 ③顔面



労 災

① 右足背

四肢加算

$$530\text{点} \times 1.5 = 795\text{点}$$

② 右手背

四肢加算

$$530\text{点} \times 2.0 = 1,060\text{点}$$

③ 顔面

530点

健 保

530点

530点

530点

例題

手背に真皮縫合を伴う
K000 創傷処理(達しないもの)4cmと
デブリードマンを行った場合



真皮縫合とデブリードマンを行った
場合、四肢加算は？

手技料の注加算・・・四肢加算可

$$\begin{array}{ccccccc} \text{創傷処理 4} & & \text{真皮縫合} & & \text{デブリードマン} & & \text{四肢加算} \\ & & \text{加算} & & \text{加算} & & \\ (530\text{点} & + & 460\text{点} & + & 100\text{点}) & \times & 2.0 \\ & & & & & & \\ & & & & = & & 2,180\text{点} \end{array}$$

四肢加算

ポイント

四肢加算の対象ではないもの

通則の加算

通則 1 2（時間外等の加算）
は 四肢加算の対象！

医療機器等加算

特定保険医療材料料

薬剤料・輸血料・麻酔料

算定例 6

右肩甲骨にK046 骨折観血的手術を
行った場合 [閉麻 5 (口) (1 時間 3 0 分)
 C型肝炎感染患者 の場合

労 災

骨折観血的手術 1	四肢加算
2 1, 6 3 0 × 1.5	= 3 2, 4 4 5 点
C型肝炎感染患者加算	1, 0 0 0 点
閉麻 5 (口)	6, 0 0 0 点
合 計	3 9, 4 4 5 点

健 保

2 1, 6 3 0 点
1, 0 0 0 点
6, 0 0 0 点
2 8, 6 3 0 点

通則 1 1 (C型肝炎感染患者加算)
麻酔料

四肢加算 不可

例題

左脛骨の粉碎骨折に K046 骨折観血的手術と
創外固定を行った場合（時間外）

労 災

骨折観血的手術 5

$$18,370\text{点} \times \overset{\text{時間外}}{\underset{\text{加算}}{1.4}} \times \overset{\text{四肢}}{\underset{\text{加算}}{1.5}} = 38,577\text{点}$$

創外固定器加算

10,000点

48,577点

通則 1 2 (時間の加算)

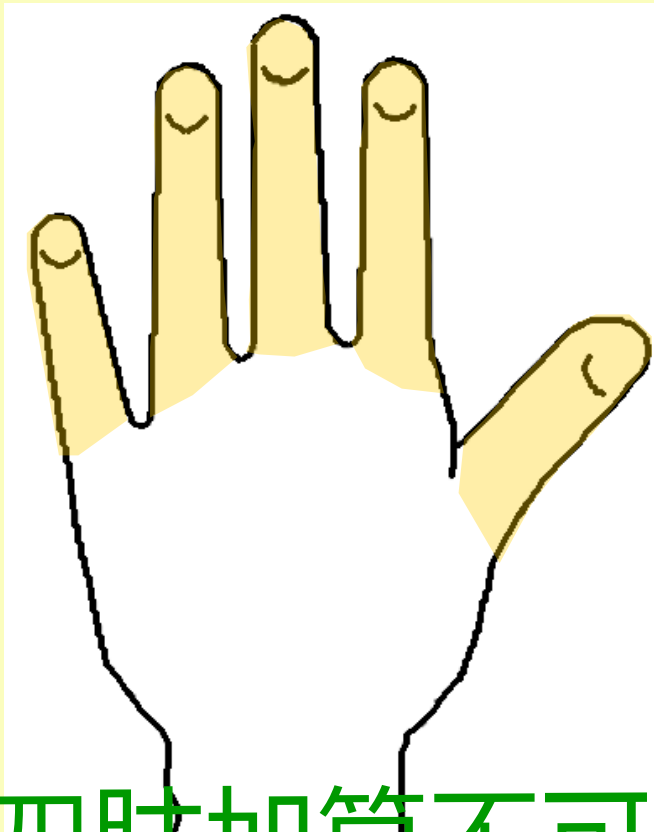
四肢加算 可

医療機器等加算(創外固定器加算)

四肢加算 不可

手の指に係る創傷処理

筋肉・臓器に達しないもの



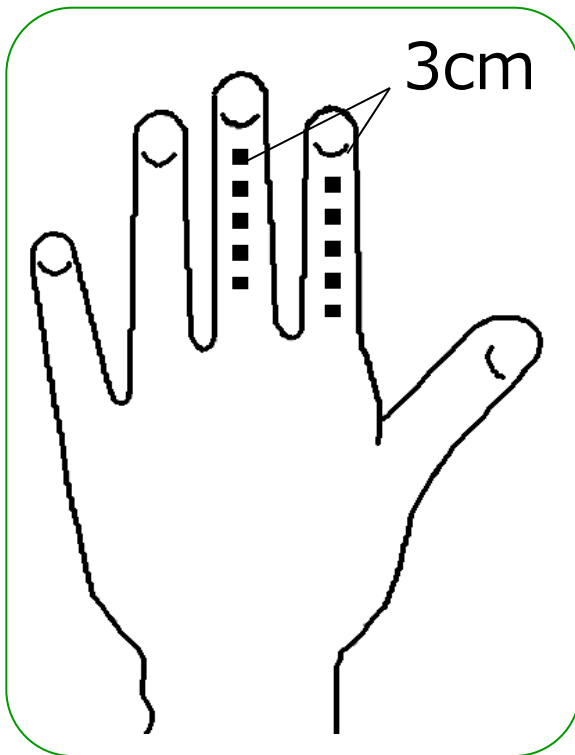
四肢加算不可！

労災独自の点数

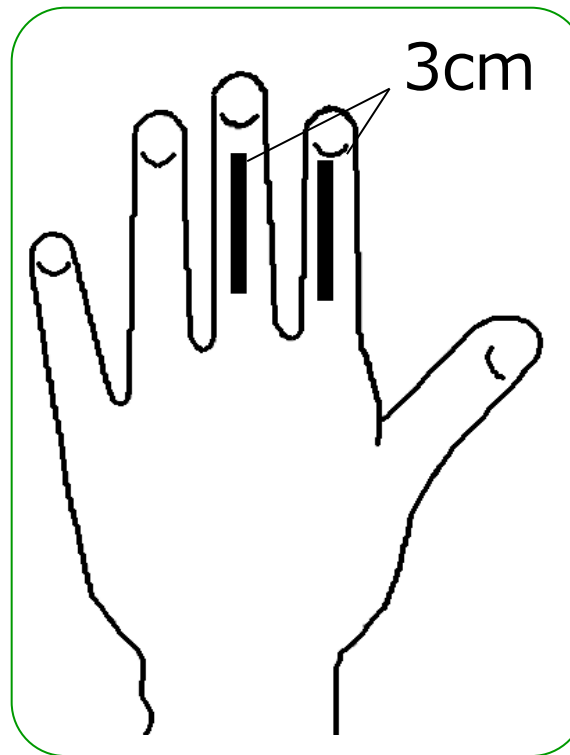
指 1 本	1, 0 6 0 点
指 2 本	1, 5 9 0 点
指 3 本	2, 1 2 0 点
指 4 本	2, 6 5 0 点
指 5 本	2, 6 5 0 点

第2指、第3指の挫創に対し、次のように
創傷処理とデブリードマンを行った場合

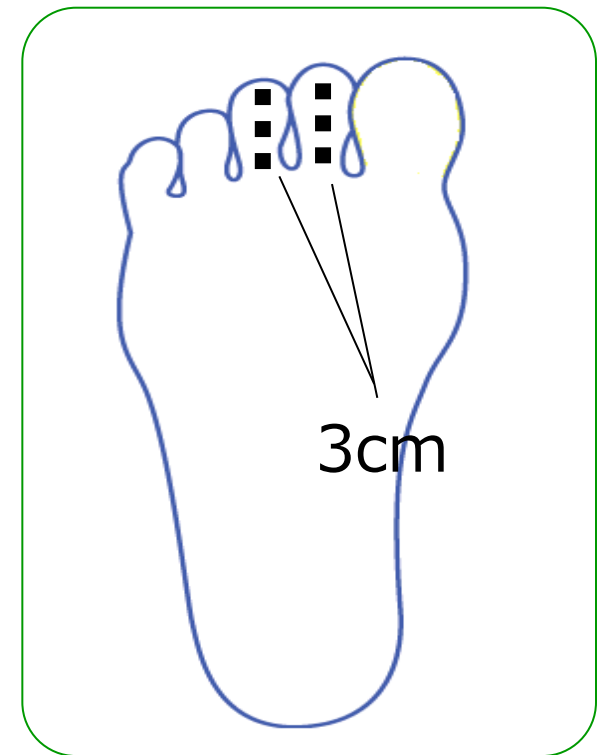
①手の指
達しないもの



②手の指
達するもの



③足の指
達しないもの

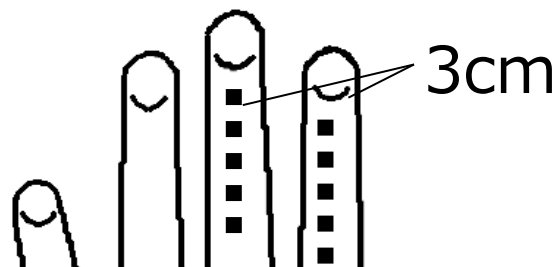


① 手の第2指、第3指の挫創に対し
創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの) 3 cm、
デブリードマンを各々行った場合

① 達しないもの



労災独自の点数



創傷処理(達しないもの)指2本 1,590点

デブリードマン加算
100点

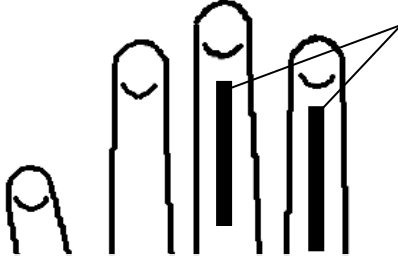
× 四肢加算
2.0 = 200点

合 計

1,790点

② 手の第2指、第3指の挫創に対し
創傷処理(筋肉・臓器に達するもの) 3 cm、
デブリードマンを各々行った場合

② 達するもの ➡ 健保点数の2.0倍 (四肢加算)



3cm

創傷処理 2
(1,880点 + デブリードマン
加算 100点) × 四肢加算
2.0
= 3,960点

③ 足の第2趾、第3趾の挫創に対し
創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの) 3 cm、
デブリードマンを各々行った場合

③ 足の指
(達しないもの)

(四肢加算)

➡ 健保点数の 1.5 倍



創傷処理5

(950点

デブリードマン
加算

+ 100点)

四肢加算

× 1.5
= 1,575点

第2指、第3指の挫創に対し、次のように 創傷処理とデブリードマンを行った場合

①手の指
達しないもの



②手の指
達するもの



③足の指
達しないもの



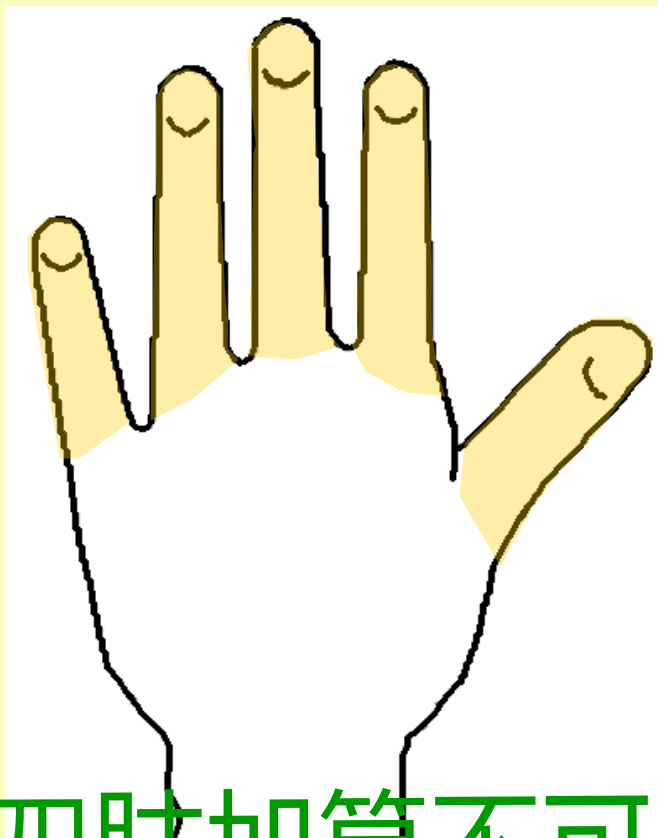
レセプト記入例（算定例 2 ①）

摘

要

50	*創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの） （指2本）（左手第2指・第3指） *デブリードマン加算 （100 × 2.0） （手術日〇〇年〇〇月〇〇日）	1,590 × 1 200 × 1
----	--	--------------------------

手の指に係る骨折非観血的整復術



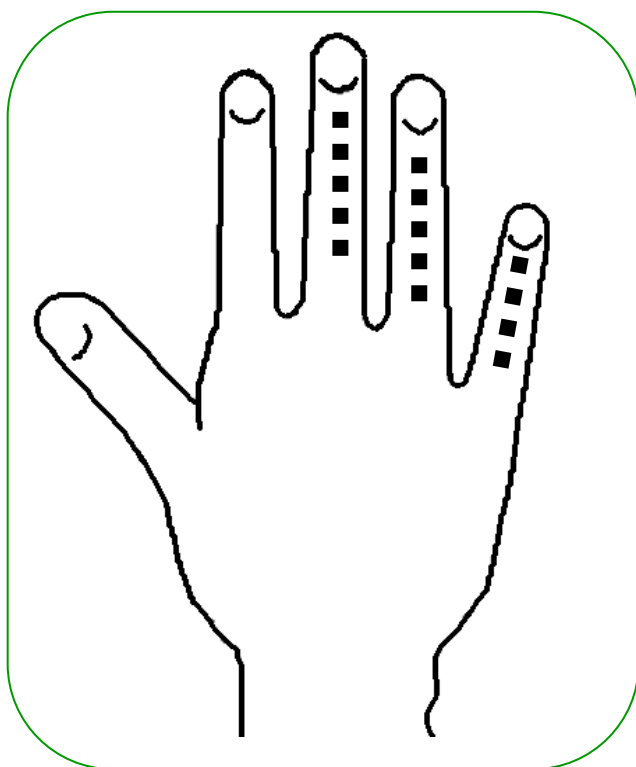
四肢加算不可！

労災独自の点数

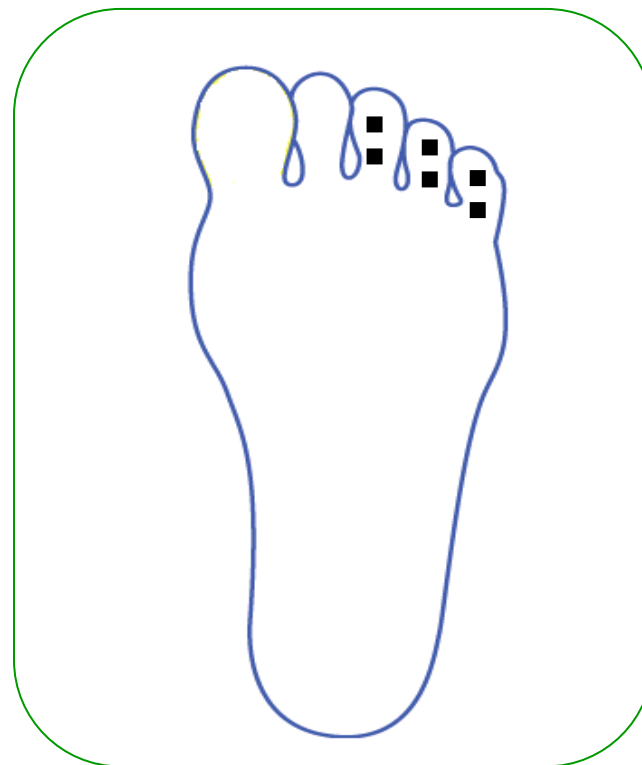
指1本	2, 8 8 0点
指2本	4, 3 2 0点
指3本	5, 7 6 0点
指4本	7, 2 0 0点
指5本	7, 2 0 0点

第3指(趾)、第4指(趾)、第5指(趾)の骨折に K044 骨折非観血的整復術を行った場合

算定例 3 手の指



算定例 4 足の指



手の第3指、第4指、第5指の骨折に対し
K044 骨折非観血的整復術を行った場合

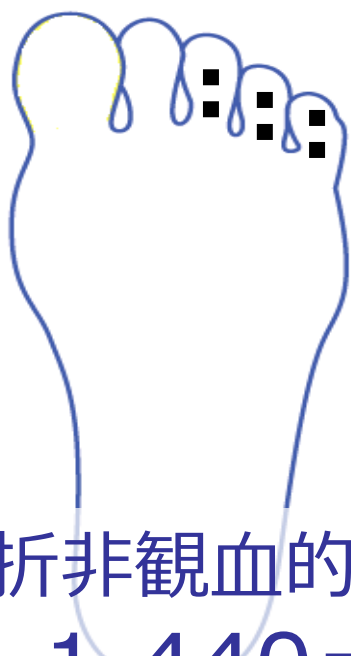


手の指

➡ **労災独自の点数**

骨折非観血的整復術（指3本） **5,760点**

足の第3趾、第4趾、第5趾の骨折に対し
K044 骨折非観血的整復術を行った場合



足の指



(四肢加算)

健保点数の1.5倍

骨折非観血的整復術 9

1,440点

四肢加算

1.5

×

=

2,160点

第3指(趾)、第4指(趾)、第5指(趾)の骨折に K044 骨折非観血的整復術を行った場合

算定例 3 手の指

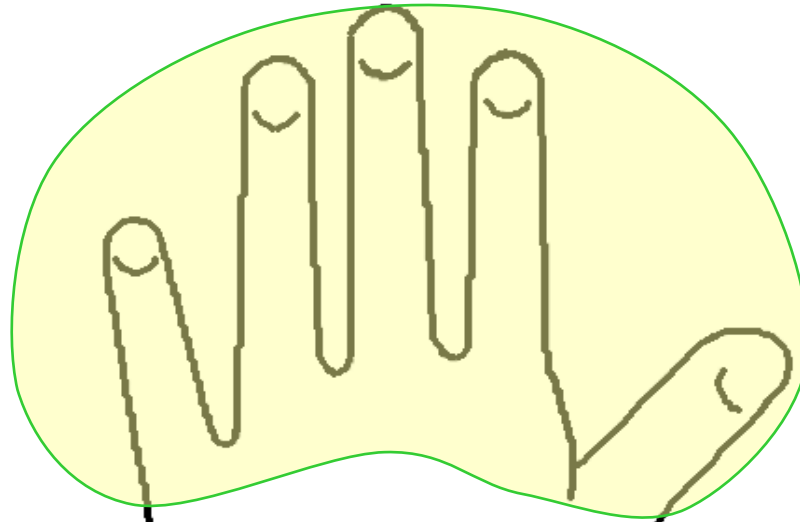


算定例 4 足の指



創傷処理（達しないもの） 骨折非観血的整復術 手の指に係る同一手術野の範囲

健保



第1指から第5指までを同一手術野とする手術

創傷処理（達しないもの） 骨折非観血的整復術 手の指に係る同一手術野の範囲

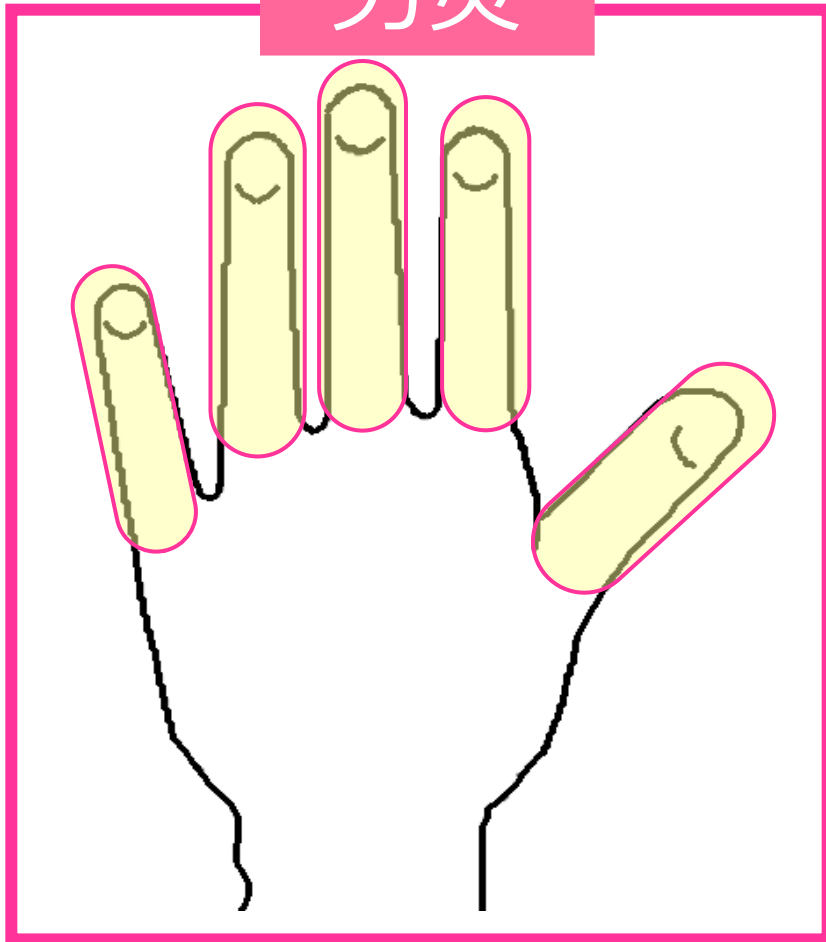
労災



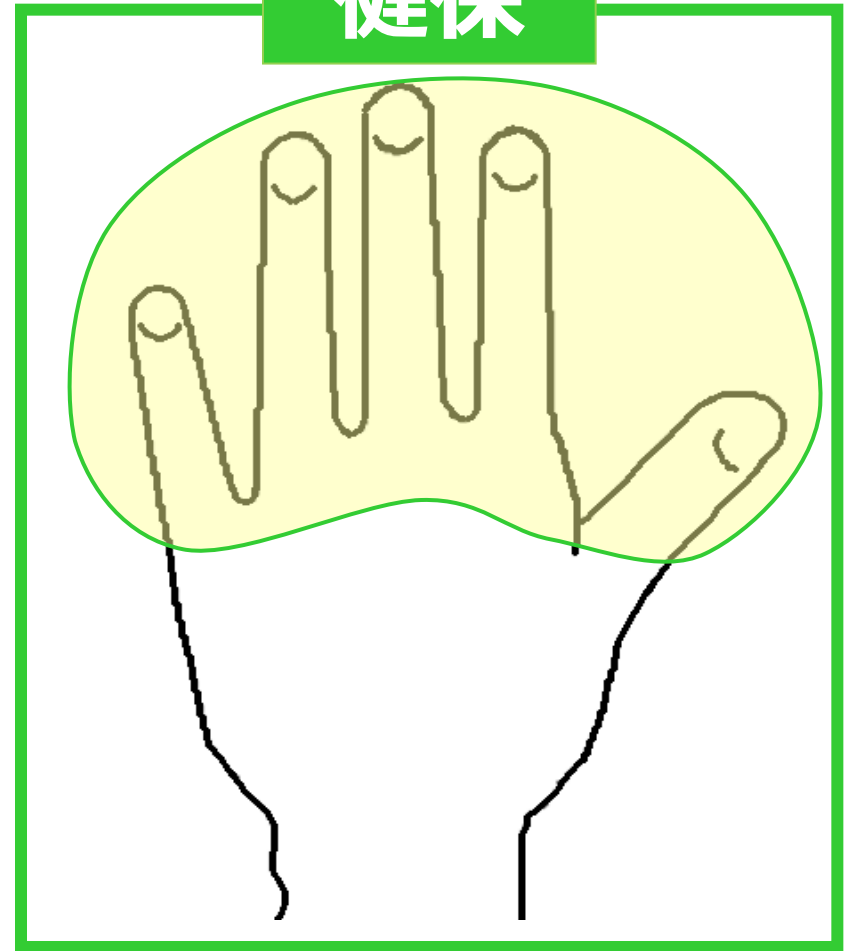
第1指から第5指（中手部・中手骨を含まない）
までを別の手術野とする手術として扱う

創傷処理（達しないもの） 骨折非観血的整復術 手の指に係る同一手術野の範囲

労災



健保



左手指に次の手術を行った場合

第1指 K044 骨折非観血的整復術

第2指 K000 創傷処理(達しないもの) 3 cm

労災



通則14 (4)-ア

骨折非観血的整復術

(指1本) 2,880点

創傷処理(達しないもの)

(指1本) 1,060点

合 計

3,940点

健保



通則14 (4)-イ

1,440点

~~530点~~

合 計 1,440点

例題

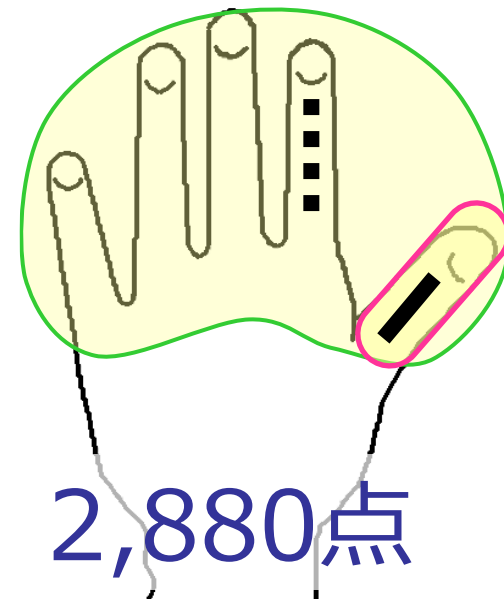
左手指に次の手術を行った場合

第1指 K044 骨折非観血的整復術

第2指 K000 創傷処理(達するもの) 3 cm

労災

通則14(4)-工



骨折非観血的整復術(指1本)

2,880点

~~創傷処理1(達するもの)~~ 四肢加算

~~1,400点 × 2.0 = 2,800点~~

合 計

2,880点

算定例 8

テキスト173頁

左足指に次の手術を行った場合

第1趾 K044 骨折非観血的整復術

第2趾 K000 創傷処理(達しないもの) 3 cm

労災

通則14 (4)-イ

骨折非観血的整復術

四肢加算

1,440点 × 1.5 = 2,160点

創傷処理(達しない)

四肢加算

~~530点 × 1.5 = 795点~~

合 計

2,160点

健保

通則14 (4)-イ

1,440点

~~530点~~

合計 1,440点

手指の機能回復指導加算

手関節以下

190点（1回限り）

創傷処理

皮膚切開術

デブリードマン

筋骨格系・四肢・体幹の手術

ポイント①

時間外等の加算

四肢加算

・・・算定不可

神経の手術

血管の手術

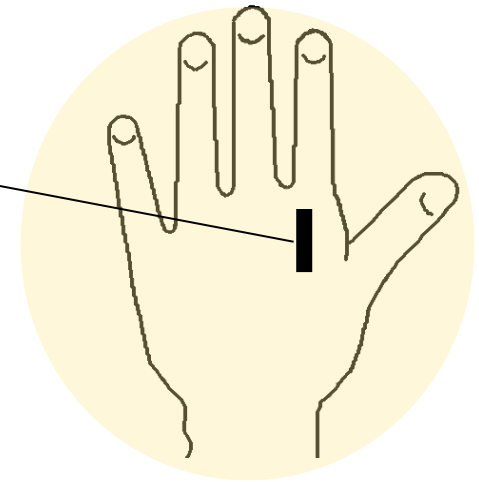
形成の手術

・・・対象外！

時間外に次の手術・指導を行った場合

左手
第2中手骨 [K046 骨折観血的手術
初期治療における機能回復指導

骨折観血的手術



骨折観血的手術10 時間外 加算2 四肢加算
11,370点 × 1.4 × 2.0 = 31,836点

機能回復指導加算 190点

合 計

32,026点

術中透視装置使用加算

220点

	対象部位	対象手術
ア	大腿骨、下腿骨、 上腕骨、前腕骨、 手根骨、中手骨、 手の種子骨、指骨、 足根骨、膝蓋骨、 足趾骨、中足骨、鎖骨	骨折観血の手術 骨折経皮的鋼線刺入固定術 骨折非観血の整復術 関節脱臼非観血の整復術 関節内骨折観血の手術
イ	脊椎	経皮的椎体形成術 脊椎固定術、椎弓切除術、 椎弓形成術

術中透視装置使用加算

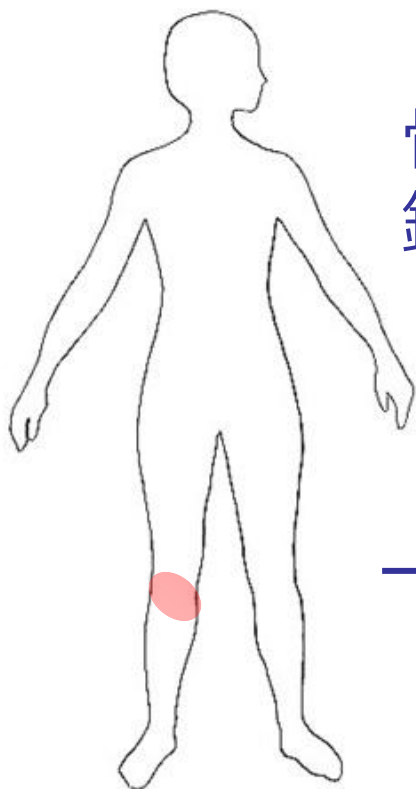
220点

	対象部位	対象手術
ウ	骨盤	骨盤骨折非観血的整復術 腸骨翼骨折観血的手術 寛骨臼骨折観血的手術 骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折観血的手術及び 寛骨臼骨折観血的手術を除く)

ポイント①

四肢加算 算定不可

右膝蓋骨に次の手術を行った場合
K04 5 骨折経皮的鋼線刺入固定術
(術中透視装置使用)



骨折経皮的
鋼線刺入固定術 7

四肢
加算

2,190点 × 1.5 = 3,285点

術中透視装置使用加算

220点

合 計

3,505点

術中透視装置使用加算

220点

ポイント①
ポイント②

四肢加算 算定不可

- ① 手根骨、中手骨、手の種子骨及び指骨（以下「手」という）又は 足根骨、足趾骨及び中足骨（以下「足」という）について、複数の手術を同時に行い、術中透視装置を使用した場合、併せて1回の算定
- ② 右手、左手 又は 右足、左足にそれぞれ手術を行い、術中透視装置をそれぞれの手 又は足に使用した場合、それぞれ1回まで算定

次の手術を行った場合

左第2指基節骨

左第4指末節骨

右第3指中手骨

K 046 骨折観血的手術
(術中透視装置使用)

左第2指

左第4指

骨折観血的手術11 四肢加算

 $11,370\text{点} \times 2.0 \times 2$ $= 45,480\text{点}$

骨折観血的手術10

右第3指

 $11,370\text{点} \times 2.0 = 22,740\text{点}$ 術中透視装置
使用加算

220点

 $\times 2 = 440\text{点}$

合 計

68,660点

第 5 編

その他の特例

公益財団法人 労災保険情報センター

◆処置及び手術に関する特例

- ・ 初診時ブラッシング料
- ・ 固定用伸縮性包帯
- 〔 頸椎固定用シーネ
- ・ 鎖骨固定帯
- 〔 膝・足関節の創部固定帯
- ・ 皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

初診時ブラッシング料

9 1 点

同一傷病につき 1 回(初診時)

ポ イ ン ト

① 四肢加算 算定不可

② 時間外加算 算定可

③ デブリードマン
(デブリードマン加算含む)
重複算定不可

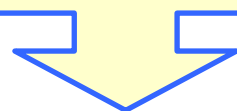
初診時ブラッシング料を
含む処置、手術の点数
の合計が
150点以上の場合
に限る！

初診時(時間外)に左手背に
創傷処置10cm²、ブラッシングを行った場合

創傷処置1 四肢加算 ブラッシング料

$$52\text{点} \times 2.0 + 91\text{点} = 195\text{点} > \mathbf{150\text{点}}$$

⇒ **時間外加算 算定可**



四肢加算 時間外加算

創傷処置1 52点 × 2.0 × 1.4 = 146点

初診時ブラッシング料

91点 × 1.4 = 127点

合 計 273点

初診時(時間外)に前額部に
創傷処置10cm²、ブラッシングを行った場合

創傷処置1 ブラッシング料

52点 + 91点 = 143点 < **150点**

⇒ **時間外加算 算定不可**

創傷処置1 52点

初診時ブラッシング料 91点

合 計 143点

固定用伸縮性包帯

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

医師の診察に基づき、処置及び手術において、
頭部・頸部・躯幹・四肢に使用を必要と認めた
場合

ポイント

①患部の固定のために
使用した場合

湿布・ガーゼ等が
ずれないように巻いた
場合は 算定不可！

②医師が必要と判断した場合
頸椎固定用シーネ等と併せて算定可

算定例

右手関節部捻挫に対し
固定用伸縮性包帯(購入価格450円)を
使用し、患部の固定を行った場合

四肢加算

創傷処置 1 52点 × 2.0 = 104点

固定用伸縮性包帯

購入価格

450円 ÷ 10円 = 45点

合 計

149点

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯 膝・足関節の創部固定帯

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

医師の診察に基づき、使用が必要と認められる
場合に算定可

ポイント

- ① 頸椎固定用シーネの費用と「腰部、胸部
又は頸部固定帯加算」は 重複算定不可
- ② 医師が必要と判断した場合
固定用伸縮性包帯と併せて 算定可

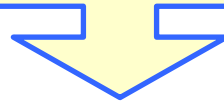
頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯 膝・足関節の創部固定帯

実費相当額 (購入価格を10円で除して得た点数)

健保点数表の

腰部、胸部又は頸部固定帯加算(**170点**) が
算定できる場合

- ◇ 実費相当額 > 170点 ⇒ 実費相当額を算定
- ◇ 実費相当額 < 170点 ⇒ 170点を算定



頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯、
膝・足関節の創部固定帯も、同様の取扱い

算定例

腰部に対し腰部固定帯(購入価格3,500円)
を使用し、患部の固定を行った場合

腰部固定帯固定	3 5 点
---------	-------

腰部固定帯	
-------	--

購入価格	
------	--

3,500円 ÷ 10円 =	3 5 0 点
----------------	---------

合 計	3 8 5 点
-----	---------

皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

通院療養中の傷病労働者に対し、皮膚瘻等に係る
自宅療養用の滅菌ガーゼ（絆創膏を含む）

を支給した場合

対象者 ①及び②を満たす者

- ① せき髄損傷等による重度の障害者のうち
 - ・尿路変更等による皮膚瘻を形成しているもの
 - ・尿路へカテーテルを留置しているもの
 - ・これらに類する創部を有するもの
- ② 頻繁にガーゼ交換を必要とするため、医師が投与の必要を認めたもの

皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

実費相当額 (購入価格を10円で除して得た点数)

ポイント

診療担当医から直接処方・投与を受けた
ものに限る。

診療担当医の指示によるものであっても
市販のガーゼを傷病労働者が自ら購入
するものは対象外！

◆精神科専門療法に関する特例

- ・精神科職場復帰支援加算

精神科職場復帰支援加算

200点（週1回）

対象 精神科を受診中の傷病労働者

要件 精神科ショート・ケア
精神科デイ・ケア
精神科ナイト・ケア
精神科デイ・ナイト・ケア
精神科作業療法
通院集団精神療法

を実施した場合
であって、
**職場復帰支援の
プログラム**が
含まれている場合

- ・ レセプト摘要欄に実施日及び要点を記載
又は
- ・ レセプトに実施したプログラム(写)を添付

◆その他の特例

延長 ・労災電子化加算

期間延長

労災電子化加算

5点（内訳書1件につき）

対象

電子情報処理組織の使用 又は
光ディスク等を用いた診療費請求を
行った場合

（令和10年3月診療分まで）

第6編

労災診療費の請求手続き

公益財団法人 労災保険情報センター

記入要領

テキスト212頁

診療費請求内訳書（レセプト）

■ 診機様式第3号

第 回 (同一傷病について)

A

定病院
の番号

1 2 3 4 5 6 7

病院等
の名称

〇〇〇病院

帳票種別

3 4 7 2 2

修正項目番号

1 初診
2 初診
3 初診
4 初診
5 初診
6 初診
7 初診

1

1 初診
2 初診
3 初診
4 初診
5 初診
6 初診
7 初診

3

(3)支払額

増減コード及び増減額

増減理由

支払年月日

1-9月は左へ 1-9月は右へ 1-9月は左へ

留処理区分

修正欄

職員記入欄へこの欄は記入しないでください。

診療費

療費

労働者の氏名	労働 一男 (38 歳)	傷病の部位及び傷病名	右足第1指骨折
事業の名称	△△△ 株式会社	傷病の経過	積み荷を右足に落とし来院。 右足第1指骨折に対しギプス固定し経過観察中。
事業場の所在地	〇〇 都府県 〇〇 市区		

